

施行日前後の省エネ基準適合義務に関する適用関係について

<凡例>

- | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 確認申請 | <input type="circle"/> 計画変更の確認申請 | <input type="triangle"/> 着工 |
| <input type="filled-square"/> 確認済証 | <input type="filled-circle"/> 計画変更の確認済証 | <input type="filled-triangle"/> 竣工 |

施行日 ↓		
[ケース 1]	<input type="checkbox"/> ■	△ ▲
[ケース 2]	<input type="checkbox"/> ■	△ ○ ● ▲
[ケース 3]	<input type="checkbox"/>	■ △ ▲
[ケース 4]	<input type="checkbox"/> ■ ○	● △ ▲
[ケース 5]	<input type="checkbox"/> ■	○ ● △ ▲
[ケース 6]		□ ■ △ ▲

省エネ基準適合	確認審査(当初)における省エネ基準適合の確認	確認審査(変更)における省エネ基準適合の確認	適合判定通知書の提出(建築物省エネ法第11条第1項ただし書が適用されない場合)	完了検査における省エネ基準適合の確認
必要	不要	—	完了検査の申請時に必要	必要
必要	不要	必要	計画変更の確認審査時に必要	必要
必要	必要	—	確認審査時に必要	必要
必要	不要	必要	計画変更の確認審査時に必要	必要
必要	不要	必要	計画変更の確認審査時に必要	必要
必要	必要	—	確認審査時に必要	必要

<上表に係る補足説明>

[ケース 1] 改正法の施行時点で確認済証の交付を受けていることを考慮し、適合判定通知書の取得は工事に着手した後でもよいこととするが、完了検査において省エネ基準への適合が必要となるため、完了検査の申請時に適合判定通知書又はその写しの提出を求めるものとする。なお、この場合に行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）についても建築物省エネ法に基づく省エネ適判となることに留意されたい。完了検査の申請時には、建築基準法施行規則第4条第1項第4号に基づき、適合判定通知書又はその写し及び計画書の副本又はその写しに加えて、当該省エネ適判に要した図書及び書類（添付図面等）の提出を求ることとする。また、建築物省エネ法第11条第1項ただし書が適用される場合※は、完了検査の申請時に、完了検査申請の際に提出が必要な書類に加え、施行日以後に当初の確認審査を行うとした場合に省エネ関係で提出が必要となる書類※についても、追加で提出を求ることとする。

※建築物省エネ法第11条第1項ただし書が適用される場合である、省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為として

- ・外皮性能及び一次エネ消費量に関する仕様基準又は誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）に適合させる住宅の建築

・設計住宅性能評価（省エネ基準に適合する住宅と同等以上の省エネ性能を有するものである旨の評価に限る。）が行われた住宅の新築

・長期使用構造等の確認又は長期優良住宅の認定がされた住宅の新築

である場合を規定する予定。また、確認申請や完了検査申請の際に提出が必要な書類についても、あわせて規定する予定。

[ケース 2] 計画変更の確認審査において省エネ基準への適合が必要となるため、計画変更の確認審査時に、適合判定通知書又はその写しの提出を求めることとする。なお、建築物省エネ法第 11 条第 1 項ただし書が適用される場合にあっては、計画変更の確認申請時に、計画変更の際に提出が必要な書類に加え、施行日以後に当初の確認審査を行うとした場合に省エネ関係で提出が必要となる書類についても、追加で提出を求めることがある。

[ケース 3] 確認審査において省エネ基準への適合が必要となるため、建築物省エネ法第 11 条第 7 項に基づき、確認済証交付までに、適合判定通知書又はその写しの提出を求めることとする。なお、同条第 1 項ただし書が適用される場合にあっては、確認済証の交付までに、施行日以後に当初の確認審査を行うとした場合に省エネ関係で提出が必要となる書類についても、追加で提出を求め、審査する必要がある。

[ケース 4] 計画変更の確認審査において省エネ基準への適合が必要となるため、建築物省エネ法第 11 条第 7 項に基づき、計画変更の確認済証交付までに、適合判定通知書又はその写しの提出を求めることとする。なお、同条第 1 項ただし書が適用される場合にあっては、計画変更の確認済証の交付までに、施行日以後に当初の確認審査を行うとした場合に省エネ関係で提出が必要となる書類についても、追加で提出を求め、審査する必要がある。

[その他] 複合建築物について、施行日前に非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画について適合判定通知書を取得し、施行日以後に着工を予定している場合は、施行日以後に住宅部分も含む建築物エネルギー消費性能確保計画に関する適合性判定を受け、適合判定通知書を取得する必要があるが、変更申請により、住宅部分も含む建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出し、適合性判定を受けることも考えられる。